

第2次釧路市緑の基本計画の目標について

今回の策定ポイント

- ① 緑の「量の確保」から「質の向上」・・・(P34)
- ② 「市民、事業者、行政」の多様な主体による維持管理・・・(P34、P42)
- ③ 公園施設等長寿命化計画への積極的な取り組み・・・(P51)
- ④ 各種制度の活用(Park-PFIなど)・・・(P46)
- ⑤ ストック効果を高める柔軟な利活用(グリーンインフラなど)・・・(P50)

目標1 市街地に占める緑地面積 (継続)

策定ポイント①→

- ・緑の基本計画において、基本となる目的。
- ・これまで整備確保されてきた緑を、維持保全する必要性。

目標2 市民、事業者、行政の協働で維持管理する公園数 (新規)

策定ポイント②→

- ・地域住民、町内会、地域企業の協働による公園の維持管理。(公園里親制度など)

目標3 改修や更新を行う公園数 (新規)

策定ポイント③→

- ・公園施設の長寿命化計画の推進。

《次期》第2次釧路市緑の基本計画の目標

番号	項目	現況 (令和元年度)	目標 (令和22年度)
1	市街地に占める緑地面積	616ha	618ha
2	市民、事業者、行政の協働で維持管理する公園数	延べ126箇所	延べ132箇所
3	改修や更新を行う公園数	概ね20年間で130箇所	

概ね目標を達成

《現行》釧路市緑の基本計画の目標

番号	項目	現況 (平成21年度)	目標 (平成32年度)	長期目標	参考 (平成31年度)	進捗率
1	市街地に占める緑地面積 (割合)	605ha (10.8%)	622ha (11.1%)	685ha (12.2%)	616ha (11.0%)	99.0%
2	都市公園の面積	407ha	448ha	539ha	441ha	98.4%
3	植栽路線延長	261.1km	272.7km	289.7km	264.9km	97.1%

(6) 都市空間の快適な利活用

都市の再生・更新等に合わせたグリーンインフラの形成



○ 都市機能が集積するまちなか等において、市街地の更新、公共施設の再編、民間開発等の際、行政、事業者、地域住民等が連携のもと、都市の魅力や快適性の向上に資する緑の空間を創出し、時間をかけながら緑と水のネットワークを形成

都心部における4車線道路の両道による広場の形成 (熊本市)

・人中心の歩いて楽しいまちづくりを具現化するため、歩道により、隣接する公園と一体となる広場を創出

・熊本城との景観調和や植栽等のデザインガイドラインを策定し、新しい公共による利活用・運営管理に関する条例等を制定予定 (整備中)

都市のコンパクト化と連携した民間による緑地創出 (西条市)



・立地適正計画の居住誘導区域内での民間開発の際に創出される緑地を、認定市民緑地として民間が管理予定

区画整理によるシンボルロードの創出 (大分市)



・区画整理により整備された駅前幅100mの道路を、緑溢れる芝生広場とし、市民の活動拠点として活用



図書館等の複合施設整備に伴う緑豊かな空間の整備 (岐阜市)



・複合施設整備に伴い、文化の森として、かつらの木やせせぎさを配した並木道と広場を整備。市民の多様な活動を支援

公園・緑道、水辺空間等を一体的に整備 (岡崎市)



・まちの回遊動線の拠点の一つとして、市民が日常的に過ごす芝生広場や緑道、プロムナード等を整備 (整備中)

(8) 豊かな生活空間の形成

公園整備による自然環境の再生



○ 人と自然、人と人がつながる魅力空間を目指し、琵琶湖と市街地を結ぶ緑軸として公園を整備。また、市民団体と協働した公園管理、イベント等によって、新たなコミュニティやソーシャルキャピタルを形成

草津川跡地公園 (滋賀県草津市)



【 BEFORE 】

天井川であった草津川の付け替えに伴い、市街地から琵琶湖までの緑軸として、全長約7kmの河川跡地を公園として整備

【整備イメージ】

- ・歴史性の継承、自然との共生等をコンセプトに、新たなまちのシンボルを目指す
- ・市民が河川跡地活用計画策定段階から関わり、整備後も市民団体などの協働による公園管理、イベント等を実施



【緑の廊下】として整備

市民団体などの協働による公園管理



緑地保全による豊かな住環境とコミュニティ形成

○ 豊かな生活環境、良好な住環境の形成のため、都市内に残る貴重な緑地を保全。また、緑地の維持管理や農作業の体験など住民団体の多様な活動を通じ、新たな地域コミュニティやソーシャルキャピタルを形成

都市緑地法に基づき緑地保全の取組

- <特別緑地保存地区による緑地保全の取組>
 - ・都市の良好な自然的環境を形成している緑地を、市町村が都市計画に定め、開発行為等を許可制により規制し、現状準拠的に保全



名古屋特別緑地保存地区(名古屋) 南山特別緑地保存地区(北守山)

<市区域制制度による緑地保全の取組>

- ・地方公共団体が土地所有者の申出に基づき契約を締結し、雑木林・雑草林等の民間緑地を保全・管理
- ・周辺住民が利用できる緑地として公開



北道三丁目こどもにのびる民間緑地 (西宮市)

地域住民による緑地の管理・体験

- <新潟県見沼市の取組>
 - ・約120人規模の市民ボランティアグループ「ナチュラルガーデンクラブ」によって運営



<柳市農業の取組>

- ・市民農業・コミュニティ農業として、地域住民が農作物栽培の体験をしながら協力して緑地を管理



コミュニティ農業 (国立市) (出典)はたな、はたけ616